

論壇

質問検査権の現代的法理

租税法主義の歴史的意義

マグナ・カルタ（イギリス、1215年）は、租税法主義（12条）と刑法法定主義（39条）の原型を定め、それが近代市民革命に引き継がれて自然権の人の重要な一部として確認された。

フランス人権宣言（人及び市民の権利宣言）は、その14条で、「すべての市民は、自身でまたはその代表者により公の租税の必要性を確認し、これを承認し、その用途を追及し、かつその数額・基礎・徴収および存続期間を規定する権利を有する」（岩波文庫『人権宣言集』、86年1月、33刷、132頁）と宣言した。マグナ・カルタ12条に規定された「不承諾課税禁止」の原則は、租税法主義の原型ではあったが、まだ国王と封建貴族との間の封建契約の域を出なかつた。しかし、国王の恣意的な課税を「一般評議会」の同意という形で拘束したところに意義がある。近代市民革命によって成立した近代法に登場する租税法主義は、この原則を国家と一般市民との関係にまで高めた。

現代国家と法現象

近代市民法は、発達しつつある産業資本主義社会に照応するものであり、そこでは資本家も労働者も等質の法主体として登場する。しかし、資本主義は自由競争の結果として必然的にその反対物である独占を生む。これは資本主義の経済法則であって、資本主義であるかぎり誰にも阻止することはできない。現代は、独占資本主義が高度に発展した段階にあ

伴って豊かになった。これらの歴史的な変遷過程や現状を客観的、科学的に把握することによって法学は科学となる。このことは改めて証明するまでもないが、小泉政権

現代日本の税制

これを税制面で見れば、個人所得課税における総合累進課税の破壊、法人税率の引き下げ、逆進的負担を属性とする消費税の導入やその後の税率の引き上げなどがそれぞれである。

シャープ税制においては、法人擬制説に基づく法人税制を除いて、個人所得課税における例外的ない総合累進課税の原則が貫かれ、税制面における所得再分配機能を持っていたが、

り、資本は国家権力との癒着を強める。国家権力と癒着した独占資本は、政治的にも一国の政策を支配するようになる。このような段階にある資本主義は国家独占資本主義と呼ばれ、それに照応する法体系は近代法と区別された現代法としてとらえられる。現代法は、自然権の個人に社会的権利を加えたところに重要な特徴の一つがあり、租税法主義の意味内容もそれに

が推進した規制緩和路線も、野田内閣が選挙公約を投げ捨てて強行した社会保障と税の一体改革もその内容は日本経団連を中心とした財界の強い要求によるものであった。

租税法主義の現代的展開

日本国憲法は、30条と84条で租税法主義を定めている。租税法主義の現代的解釈によれば、租税は歳入と歳出の両面からその憲法適合性が検証されなければならない。30条、84条は

入、個人段階における配当控除などその基本構造のほか数えきれない特別措置によって法人税の課税ベースは著しく浸蝕されてきた。加えて国際競争力を理由とした法人税率の連続的引き下げは法人税の基幹税としての役割を著しく低下させてしまった。

消費税もまた大企業優遇の新しい手段となった。大企業は経済的優位性を利用して仕入先や下請企業に単価の引き下げを求め、これにより消費税負担を回避するだけでなく、輸出戻し税によって、現行税率の下においても年間2・7兆円に達する利益を得ている。このことは、個別企業の分析からも証明されている。

国民経済を破壊する消費税増税

14条は応能負担を求め、25条は最低生活費非課税を



関本秀治 [葛飾]

求める。また、「憲法が国民に保障する基本的権利は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」（11条）のであって、これに反する一切の法令は排除される（前文）。

日本国憲法の最も権威ある解説書とされる『註解日本国憲法（有斐閣）』によれば、公共の福祉を理由に法律で制限できるのは、22条（職業選択の自由）と29条（財産権）だけであり、他の人権条項は法律によっても制限することはできないとされ、これが通説である。

個人所得課税においては、国、地方を問わず25条が保障する生存権を侵してはならない。生活保護基準をも下回る課税最低限はすべからず引き上げられるべきである。また、あらゆる生活費を課税対象とする消費税は25条に違反するだけでなく、その逆進性故に14条違反となる。

国民経済を破壊する消費税増税

以上で概観したように、わが国の税制は総じて違憲状況にあるといえる。加えて、社会保障と税の一体改革の名の下に、社会保障の改善については何ら具体的対策が示されないまま、消費税増税だけが先行的に行なわれようとしている。

改正国税通則法の解釈適用と法律家の責務

対すべき課題である。消費増税は、差し当たり増収をもたらすかもしれないが、消費購買力を押し下げることによって国民経済や国民生活に破滅的影響を及ぼし、結局は税収基盤を掘り崩すことになるであろう。

前述の現行税制と財政危機を前提とすれば、改正国税通則法（以下、「法」）により強化された質問検査権は、より多くの増差税額を求め、不適正に行使される危険性が高いと考えるのが法律家の常識である。それは、現代法の下では大企業・一部の富裕層と中小企業・勤労市民とは、既に等質の法主体ではない。そうであれば、改正法がもたらすかもしれない問題点を納税者国民の立場から厳しく検討し、法の支配を貫徹させることが、納税者の権利を擁護し、法律に定められた納税義務の適正な実現をはかることを使命とする（日税連「税法改正に関する基本要綱（72年4月確定）」。税理士の当然の責務である。

新たに設けられた帳簿書類等の提出命令（法74条の2ないし6）、提出物件の留置き（法74条の7）、事前通知を要しない場合（法74条の10）などの解釈適用は、任意調査の原則から、納税者にいかなる新たな負担も強いものであってはならず、実体的にも適正性が確保されねばならない。質問検査権の行使は、主として現行税制によって行なわれている納税者に対して行なわれているという現状があるからである。大企業や富裕層は、既に立法段階で過剰に保護されているので、改めて租税回避を図る必要

もない。最高裁第三小法廷決定（73年7月10日）が質問検査権行使の適法性の要件の一つとして「客観的な必要性がある」と判断される場合」と説示しているにもかかわらず、これを「調査に非協力的な団体と税務職員との対峙を前提とした事例」と恣意的に縮小解釈し、質問検査権の行使は「一般的必要性」で足りるとする酒井論文（本紙664号）の主張には同意し難い。それだけではなく、これから益々厳しくなるであろう税務調査やその結果である修正申告の勧奨などに対しては納税者の自発的、積極的な協力を求める「主観的納税者観」という「新理論」にも法の支配や租税法主義の現代的意義という視点から到底理解し難いものがある。現代法理論の到達点を踏まえた再検討を期待してやまない。

参考文献

- 岩波文庫『人権宣言集』
●法学協会『註解日本国憲法（有斐閣）』
●渡辺洋三『現代法の構造』（岩波書店）
●北野弘久『税法学原論』（青林書院）
●垣内 亮『消費増税の一方で下げられる大企業の法人税』（前掲）884号
●東京都立「消費増税を廃止してはならない理由」（『税経新報』601号）